

# 支援する会ニュース

「年金引き下げ違憲訴訟を支援する大阪の会」

支援する会事務局  
第18号

2017. 10. 25

〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15 大阪グリーン会館6階 TEL06-6354-7207 FAX06-6354-7746

## 10月24日、第9回年金違憲裁判

## 井上弁護士、「社会権規約後退禁止」で論陣

史上最大の社会保障裁判を市民に宣伝



第9回裁判は、10月24日午後3時半から大法廷いっぱい傍聴者に見守られ開廷しました。裁判に先立ち12時30分から淀屋橋・大阪市役所前で宣伝行動。つづいて約140人が参

加して地裁前公園での事前の決起集会、法廷での組合員2名、弁護士1名の意見陳述、裁判終了後の報告集会が連続的に行われ、裁判勝利に向けて決意を固めあいました。

### 社会保険庁による不当解雇と闘っている仲間が連帯あいさつ



北久保さん

事前集会では、社会保険庁による不当解雇と闘っている京都の北久保さんから激励と連帯のあいさつを受けました。

北久保さんは、8年目を迎えている裁判をふりかえりながら、裁判の勝利と、年金制度の改善をめざしてがんばろうと力

強くあいさつを行いました。



井上弁護士

法廷では、最初に井上弁護士がベルギーとギリシャの事例を引用し、「合理的理由がないのに年金削減を行うのは、国連が定めた『社会権規約後退禁止原則』に反し、違法である」ことを陳述

しました。（※「社会権規約後退禁止原則」とは、1976年に国連で発効した規約で、日本も1979年に批准をしています）

# 運動を広げ、裁判勝利に向けてがんばろう!



## 村岡・村上さん、怒りを込めて 低年金と年金引き下げを告発

福島支部の村岡さん、住吉支部の村上さんが陳述。村岡さんは、70歳まで精密金属加工の技術を生かし誇りをもって働き続けてきたこと、村上さんは、労働組合の役員もしながら大阪地裁の「労働審判員」を65歳まで努め、77歳の現在もローカルセンターで労働相談を行っていること、また中



小零細企業で働く労働者が低賃金、雇用不安などに脅かされていることを告発し、併せて年金切り下げの不当性などについて厳しく批判しました。

これまでの裁

判は、年金生活の苦しい実態を中心に意見陳述が行われてきましたが、今回は労働者全体の視野からの陳述や、社会権規約後退禁止原則など被告の主張と真っ向から対決する陳述も行われました。次回の裁判は、来年の1月24日(水)午後3時になりました。

### 年金裁判学習決起集会

講演「人権としての社会保障」

講師: 井口克郎 先生

神戸大学大学院人間発達環境学研究所  
発達科学部 社会環境論コース



■裁判運動の当面の取り組みについて  
提案と質疑・討論

2017年11月21日(火) 午後2時~  
エル大阪南館



## 第10回年金裁判

- 2018年1月24日(水)  
午後3時00分~
- 大阪地方裁判所 202号法廷